

国別情報整理シート(暫定版)  
(メキシコ)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990	1991-1995	1996-2000 <sup>※1</sup>	2001-2005	2006-	合計	
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	
侵入 リスク	生体牛の 輸入	輸入実績	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
			米国			174,879	366,662	4,674	546,215
			カナダ			15,232	22,539		37,771
			その他( )						
			合計	データ無し	データ無し	190,111	389,201	4,674	583,986
		暴露要因と なった 可能性のある輸入牛 <sup>※2</sup>	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
			米国						
			カナダ						
			その他( )						
			合計	データ無し	データ無し	0	0	0	0
<p>※1) 1999年以前のデータは提出されていないため、1996-2000年の期間については、2000年のみの数値である。</p> <p>※2) 輸入品は主として、『管理されたリスク国』として分類されている米国とカナダから来ることから、GBRⅢ又はⅣの国の統計は送付しない。</p> <p>輸入牛は主に搾乳または繁殖目的である。これらの輸入牛はすべて、メキシコに持ち込まれた時点において、リスクがあると見なされず、定例のモニタリング対象にはならなかった。これらの輸入動物が、BSEが疑われる臨床症状を示したという届出や告発は受けたことがないため、これらの動物が検疫を受けたことはない。カナダと米国はBSE発生後に、徹底した疫学的捜査を実施した。その結果両国のBSE感染牛は、以前にメキシコに輸出された牛とは関係がないことが判明した。</p>									
肉骨粉 (MBM) の 輸入	肉骨粉 (MBM) の 輸入	輸入実績		1986-1990	1991-1995	1996-2000 <sup>※1</sup>	2001-2005	2006-	合計
				トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	トン数
			英国						
			欧州(中程度汚染国)				6	1	7
			欧州(低汚染国)			66			66
			米国			99,632	261,712	191,619	552,963
			カナダ						
		合計	データ無し	データ無し	99,698	261,718	191,620	553,036	
		暴露要因と なった 可能性のあるMBM <sup>※2</sup>	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
			米国						
			カナダ						
			その他( )						
合計	データ無し		データ無し	0	0	0	0		
<p>※1) 1999年以前のデータは提出されていないため、1996-2000年の期間については、2000年のみの数値である。</p> <p>※2) 輸入品は主として、『管理されたリスク国』として分類されている米国とカナダから来ることから、GBRⅢ又はⅣの国の統計は送付しない。</p> <p>原産国あるいは輸出国が、BSEに感染している、BSEに暴露されるような貿易を行っている、BSE清浄かどうか不明である場合には、牛由来製品(組織、と畜廃棄物、肉骨粉など)の輸入は禁止されている。輸入肉骨粉のほぼ100%が米国産である。米国でのレンダリング条件は、87~150℃、時間は20分~270分まで様々で、大気圧下で行われている。</p>									

			1986-1990	1991-1995	1996-2000※1	2001-2005	2006-	合計	
			トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	
動物性油脂の輸入	輸入実績	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		米国			123,905	1,277,755	682,074	2,083,734	
		カナダ			1,010	144,499	245	145,754	
		その他( )							
		合計		データ無し	データ無し	124,915	1,422,254	682,319	2,229,488
	暴露要因となった可能性のある動物性油脂※2	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		米国							
		カナダ							
		その他( )							
合計			データ無し	データ無し	0	0	0	0	
※1) 1999年以前のデータは提出されていないため、1996-2000年の期間については、2000年のみの数値である。 ※2) 輸入品は主として、『管理されたリスク国』として分類されている米国とカナダから来ることから、GBRⅢ又はⅣの国の統計は送付しない。									
侵入リスク	輸入規制の概要・遵守状況等	<b>{生体牛}</b> 1991年 BSE発生国からの輸入を禁止 英国、アイルランド、スイス、ポルトガルおよびフランスからの生体牛の輸入禁止 1997年 オランダ、ベルギーおよびルクセンブルグからの生体牛の輸入禁止 1998年 リヒテンシュタインからの生体牛の輸入禁止 2000年 デンマーク、スペインおよびドイツからの生体牛の輸入禁止 2001年 イタリア、チェコ、ギリシャ、スロバキア、日本、スロベニア、オーストリアおよびフィンランドからの生体牛の輸入禁止 2002年 ポーランドおよびイスラエルからの生体牛の輸入禁止 2003年 米国およびカナダからの生体牛の輸入禁止  <b>{MBM}</b> 1994年 BSE発生国からの輸入を停止 1998年 スクレイピー発生国からの肉骨粉は、OIEの規定(133℃/3気圧/30分)に準拠する、または羊由来原料を含めないこと 2001年 BSE感染国、感染する可能性のある貿易を行っている国、BSE清浄国と認められていない国からの牛由来製品の輸入禁止 反すう動物由来MBMの輸入のための「動物衛生要件に関する書類」はないが、豚・鶏・魚類由来MBMの輸入の承認書は存在しており、一定の要件をクリアしたものは輸入可能  <b>{動物性油脂}</b> 動物性油脂に関しては、OIEコードに準じており、無条件物品として扱われている 米国およびカナダでのBSE発生を踏まえて、同国の動物衛生(輸入)要件には、「動物性油脂の不溶性不純物の最大含有量は0.15%を超えてはならない」と明記している 頭蓋腔内にガスを注入するスタンニングまたはピッシングが行われていない動物に由来する製品であることが規定されている							
		・第三国経由の輸入を回避するために、原産国の政府が発行する衛生証明書には、当該動物または当該製品の原産国が自国である旨を記載することを要請 ・輸入規制の実施主体:動物衛生総局(DGSA)が動物衛生要件を設定、農畜産衛生検査事務局(OISA)が検疫を実施 ・違反行為については、罰則規定が設けられている							

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">暴露・増幅リスク</p>	<p>飼料規制の概要・遵守状況等</p>	<p>飼料給与規制 (2.1.1)</p>	<p>2000年 反すう動物由来MBMを反すう動物に飼料として使用することを禁止</p>
		<p>飼料給与方法 (2.2.1.1)</p>	<p>仔牛には母乳と代用乳(肉牛では濃厚飼料も給餌) 生後1ヶ月後より、肉牛・乳牛ともに牧草および濃厚飼料が中心。</p>
		<p>牛と豚・鶏との混合飼養の有無 (2.2.1.3)</p>	<p>酪農場の7.98%が家族経営で、庭先で牛を飼養している。 わずかな土地、同じ敷地内で家畜が飼養されており、他の動物種(豚など)用の反すう動物由来飼料による交差汚染が起こる可能性はある。</p>
		<p>飼料製造施設 (2.2.2.1) (2.2.2.3)</p>	<p>2006年のデータによれば、飼料製造施設の約54%が専用施設であり、残りの約46%が混合施設である。(2.2.2.1)</p> <p><b>[肉骨粉の用途別使用量(2006年～)]</b> 反すう動物由来原料を含む肉骨粉は、約90%が反すう動物以外用の飼料に使われ、残り約10%は廃棄。 反すう動物由来原料を含まない肉骨粉は、約13%が反すう動物用飼料に、残りの約87%は反すう動物以外の飼料に使われる。</p> <p>動物由来たんぱく質を含む配合飼料は全て農業牧畜水産食糧農村開発省(SAGARPA)に登録しなければならず、動物由来の肉骨粉を含む場合は、その肉骨粉はSAGARPAが管理するレンダリング工場で生産されたものでなければならない。</p>
		<p>飼料給与に関する規制の遵守状況 (2.2.3.1)</p>	<p>記載無し(飼料製造施設に関する記載となっている)</p>
		<p>飼料製造・流通に関する規制の遵守状況 (2.2.3.3)</p>	<p>遵守状況確認のための監査は、公認監査獣医もしくは監査班によって実施。 SAGARPA出先機関が実施し、目視検査および書類検査により、遵守が確認される。 監査は、企業側の要請を受けて実施されるが、NOM-012-ZOO-1993の規定により企業は毎年実施するよう義務付けられている。 飼料製造施設での違反および制裁の件数は記録されていない。</p>
		<p>飼料サンプリング (2.2.4)</p>	<p>動物種の特定のためにPCRによる分析が義務づけられている、飼料の公式サンプリングの手順マニュアルが用意されている。 分析感度は0.01%、分析特異性は0.05%となっている。</p>
		<p>牛由来のMBMを給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について (2.2.5)</p>	<p>2000年の飼料規制(反すう動物由来MBMを反すう動物に飼料として使用することの禁止)が公表される以前に、メキシコの乳牛に、肉骨粉が給餌された可能性がある。 しかし、この乳牛の大部分はブルセラ病及び結核病の撲滅キャンペーンの際に登録されているため、厳格な監視の対象となっており、現在までにBSEの兆候は認められていない。 なお、肉牛については、リスクのある牛の数は不明である。</p> <p>家畜用飼料の加工業者は、個々の動物種別飼料製造ラインの管理に加え、品質管理や清浄管理を実施することで、交差汚染の可能性を防止している。</p> <p>BSE発生国からの生体の輸入は禁止されている。ただし、米国のように、「管理されたリスク」レベルにあることが認められている場合はこの限りではない。</p>

レンダリングの実施状況	レンダリング施設数・生産量 (2.3.1.1)	2006年のデータによると、全国で登録・分類されたレンダリング施設は <b>53件</b> 。 その内訳は、原料に反すう動物とその他の動物組織由来のものを含む混合施設(タイプ2)が <b>36施設</b> 、原料に反すう動物由来のものを含まない専用施設(タイプ1)が <b>17施設</b> 。  生産量は、平均して1工場あたり <b>3.6トン</b> 。
	レンダリング処理方法 (2.3.1.1)	NOM-060-ZOO-1999(2001年6月28日に公表された公式規格)により、組織は <b>80℃以上30分間</b> 処理することが義務づけられており、また最終製品は処理装置から出す時点で、水分含有量が <b>10%を超えていてはならない</b> 。 (圧力に関しては記載なし)
	交差汚染防止対策 (2.3.1.1)	専用施設(タイプ1)のレンダリング施設は、と畜場、飼料工場などの全サイクルを統合する一体型企業に属している。 当該企業では <b>1種類の動物(特に豚あるいは家きん)のみを扱うため、他の動物種が処理工程に入る可能性はない</b> 。
	レンダリング規制 (2.3.2.2)	<b>【実施主体】</b> 連邦検査適合型(TIF)施設については農産・養殖・水産食品安全総局(DGIAAP)、レンダリング施設については動物衛生総局(DGSA)および農業牧畜水産食糧農村開発省(SAGARPA)の出先機関  <b>【遵守状況確認の方法】</b> 連邦検査適合型(TIF)施設の場合は、 <b>検査を毎月実施し</b> 、違反があった場合は <b>監査訪問を実施する</b> 。 レンダリング工場の場合は、これらの監査は <b>公認監査獣医もしくは監査班</b> によって実施されている。 公的監査は国の基準でSAGARPA出先機関が実施し、 <b>目視検査および書類検査</b> により諸規定の遵守が確認される。  <b>【確認結果】</b> 連邦検査適合型(TIF)と畜場に死亡動物を搬入するという規制違反はなかった。
SRMの利用実態等	SRMの定義 (2.3.1.1)	日本に牛肉製品を輸出している連邦検査適合型(TIF)施設に対して出している通達(2005年2月)の中で、特定危険部位(SRM)とは以下であると定義している。 <b>「30ヶ月以上の動物の脳、頭部、眼、三叉神経節、せき柱、せき髄、背根神経節、ならびにすべての牛の扁桃および回腸」</b>
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態 (2.3.3.2)	メキシコでは <b>ほとんどが食用材料とされている</b> 。 くず肉の中で人間の消費には不適切であると判断されるようなものは <b>焼却処分</b> されている。 農場での死亡牛は <b>埋却され、と畜場での死亡牛、瀕死牛、歩行困難牛は焼却処分</b> されている。
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法 (2.3.3.3)	連邦検査適合型(TIF)施設を持つ輸出業者は、特定危険部位(SRM)除去を要求する日本やその他の国に輸出する場合は、製品からSRMを除去しているが、メキシコにはBSEが存在しないため、 <b>除去したSRMは国内消費用に販売、または認可レンダリング工場に発送する可能性はある</b> 。  連邦検査適合型(TIF)施設にレンダリング設備がない場合、検査不合格牛の枝肉やその部分肉および他の製品については、検査局の担当獣医官の立ち会いの下で <b>焼却</b> 、もしくは <b>フェノールなどの薬剤により変性させ</b> 、利用できないようにする処理を行わなければならない。  <b>【死亡動物】</b> 生産農場での死亡動物は、通常はレンダリングに送られることはなく、 <b>農場で埋められる</b> 。 またと畜場での死亡動物、瀕死牛または歩行困難牛は、公式規則に従い、 <b>人間の消費の対象にはならず、通常と畜は別の場所で別途殺処分され、その死体は焼却されている</b> 。 輸送中に死亡した動物については、 <b>輸送車両に専用スペースを設けそこに保管して運ぶが、そのスペースに入りきらない場合は埋める</b> 。
その他	牛以外の動物のTSE発生状況 (2.4.1)	メキシコでは、これまでTSEの症例は検出されていない。
	国内防疫規制 (2.4.2)	動物衛生局(DGSA)が、動物衛生留意モデルに基づき防疫に当たる。 防疫活動は感染の届出を受けて開始され、感染地の管理は、疫学サーベイランス局、動物衛生促進局および公的/認定診断機関が連携して当たることになる。 さらにDGSAは、口蹄疫及び他の外来動物疾患の予防のためのメキシコ・米国委員会(CPA)、動物衛生国家科学諮問評議会(CONASA)、動物衛生防疫の規定策定にかかわる国家諮問委員会(CONAPROZ)、および地域の様々な組織(生産者協会、畜産保護振興委員会、公認畜産獣医師(MVZ))の支援も受けている。  メキシコ公式規定に従って「動物の外来疾患または風土病の疫学サーベイランス総合プログラム」が進められているが、このプログラムは以下の3つの防疫措置から構成されている。 第一の防疫措置:外来動物疾患及び全国防疫キャンペーンの対象疾患の伝播の阻止を目的としている 第二の防疫措置:外来動物疾患及び全国防疫キャンペーンの対象疾患の診断を適切に行うことを目的としている 第三の防疫措置:第二の防疫措置によって、外来動物疾患あるいは全国防疫キャンペーンの対象疾患が確認された場合に、それが国内の清浄地域で発生したものでなければ、国家動物衛生緊急対応班(DINESA)が始動する(第三の防疫措置)。 この第三の防疫措置は、緊急時対応計画に則り、当該疾患を撲滅・管理するために感染施設を規制し、その行動を監視することを目的としている。  緊急時対応計画あるいはメキシコ公式規定で考慮されている、外来動物疾患の発生に対する一般的な管理措置は、移動管理、感染農場の隔離、接触制限、周辺部その他の捜査、と殺、洗浄・消毒、畜舎の衛生、監視。 また、状況判断を継続して行うために常時監視を行い、管理措置としてワクチンが接種される場合には、リスク地域での実施、接種動物の特定、接種動物のと畜に留意する。

サーベイランスによる検証	母集団の構造	(2005年) 肉用牛 2879万頭 乳用牛 220万頭 合計 3099万頭																							
	実施対象及び実施範囲 (3.2.1.1)	選別対象になる牛は、30カ月齢を超える牛で、以下の条件を満たすもの 1. 行動異常、歩行異常、感覚異常などの神経症状を呈している牛 2. と畜場における緊急と畜牛(輸送中もしくはと畜場の牛舎で死亡した牛も含まれる) 3. 生産農場で原因不明で死亡した牛 4. 歩行困難牛(骨折もしくは何らかの障害のために、と畜場に自力で入っていくことができない牛) 5. 検査不合格牛(解体後検査で、その枝肉、内臓および/または頭部が食用不適と判断され「検査不合格」印が押された牛。その主な原因には結核病による肺病変や肉芽腫がある) 6. 削瘦牛または健康不良牛 7. 廃用牛(生後7年(84ヶ月齢)を超える牛で、乳量減少・繁殖障害・体重低下が原因で、と畜場に送られた牛) 8. 生後4～7歳までの通常と畜牛																							
	カテゴリー別の年間母集団 (3.2.1.1)	(2006年) 「通常と畜牛」 430万頭 「死亡牛」 602頭 「不慮の事故によると畜牛」 45万頭 「臨床的に疑われる牛」 300頭 合計 475万頭																							
	サーベイランスの概要・成績	1996年末～(パッシブサーベイランス) CPAは反すう動物の神経疾患のサーベイランスプログラムを開始。そこでは、生産農場を訪問して行う疫学サーベイランスが計画されていた。これは生産者に、これらの神経疾患を届け出る重要性を認知させると同時に、脳サンプルを採取しCPAの検査施設に送付する必要性を自覚させるためであった。しかしながらサンプルを確実に入手するため、それと平行して、と畜場のサーベイランスも開始された。その他、即時届出義務によるパッシブサーベイランスも行われている。 2004年～(アクティブサーベイランス) メキシコと国連食糧農業機関(FAO)の合同プロジェクト「BSE予防システムならびに飼料品質管理システムの評価及び強化」で実施されたリスク評価の結果、リスク集団(歩行困難牛、緊急と畜牛、生産農場あるいはと畜場で原因不明で死亡した牛など)に対するアクティブサーベイランスが強化された。																							
	疑似患者及び陽性患者を検出した際の処理に関する規制 (3.2.1.1)	1994年、CPAは、BSEの症例届出促進活動に着手した。この促進活動によって、神経症状の疑いのある牛の症例に関する届出が多く寄せられることになった。届出を受けると、ただちに農場を訪問し、施設関係者から状況を聞き、疾患届出書式(神経障害の場合にはBSEサーベイランス用の届出書式)に記入。それ以上の処置が必要な場合は、生体サンプルを入手し、BSE疑い例への対処の仕方について助言を行う。採取した生体サンプルは、直ちにCPAのバイオセーフティレベル3に送付し、診断を行う。 これまでメキシコではBSEの症例が検出されてきていないが、検出された場合には、国家動物衛生緊急対策班(DINESA)が活動を開始させ、BSEに対処するための「緊急事態マニュアル」を使用し、サーベイランス活動に従事する一方、ウエスタンブロット試験でサンプルが二回とも陽性反応を示した場合には、緊急措置を講じる。																							
	サーベイランスの成績 (3.2.2)	詳細は、回答書本体 3.2.2「サーベイランスの成績」を参照。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(2005年)</th> <th>(2006年)</th> <th>(2007年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常と畜牛</td> <td>2,008頭</td> <td>1,594頭</td> <td>7,933頭</td> </tr> <tr> <td>死亡牛</td> <td>98頭</td> <td>171頭</td> <td>769頭</td> </tr> <tr> <td>不慮の事故によると畜牛</td> <td>1,307頭</td> <td>1,614頭</td> <td>7,336頭</td> </tr> <tr> <td>臨床的に疑われる牛</td> <td>103頭</td> <td>52頭</td> <td>675頭</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,516頭</td> <td>3,431頭</td> <td>16,713頭</td> </tr> </tbody> </table>		(2005年)	(2006年)	(2007年)	通常と畜牛	2,008頭	1,594頭	7,933頭	死亡牛	98頭	171頭	769頭	不慮の事故によると畜牛	1,307頭	1,614頭	7,336頭	臨床的に疑われる牛	103頭	52頭	675頭	合計	3,516頭	3,431頭
	(2005年)	(2006年)	(2007年)																						
通常と畜牛	2,008頭	1,594頭	7,933頭																						
死亡牛	98頭	171頭	769頭																						
不慮の事故によると畜牛	1,307頭	1,614頭	7,336頭																						
臨床的に疑われる牛	103頭	52頭	675頭																						
合計	3,516頭	3,431頭	16,713頭																						
検査手法	試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法 (3.2.3)	家畜登録や家畜の個体識別(耳標、焼印など)に加え、2005年に、「歯列による牛の月齢判定のための指針」が作成され、と畜場の検査官は容易に動物の年齢確認ができるようになった。2007年の「BSEサンプルの採取のためのマニュアル」第3版には、牛年齢の推定のための章が含まれている。 2003年より「 <b>全国家畜個体識別システム(SINIIGA)</b> 」が段階的に実施されており、このシステムに個体が登録されている場合は、出生時より年齢を特定することが可能である。また、このシステムは2005年以来、 <b>米国からの輸入動物に義務づけられている。</b>																							
	検査材料採取手法 (3.2.4.1)	BSEのサンプル採取と送付については、「 <b>BSEのサンプル採取のためのマニュアル</b> 」が存在する。																							
	検査手法(一次検査、確認検査) (3.2.4.2)	国立家畜衛生診断サービスセンター(CENASA)は発足当初、BSEリファレンスラボとして、病理組織学検査を行っていたが、神経症状を示さない動物に対する感度が低いため、この検査法は用いられなくなった。2002年から、CPAのバイオセーフティレベル3にて、OIEの「陸生動物衛生規約」第2.3.13章の診断マニュアル(2004年版)に従い、 <b>確定診断に免疫組織化学(IHC)法が採用された。</b> 現在は連邦区(メキシコシティ)パオアルトにあるBSL3研究所がBSEリファレンス研究所になっており、BSE診断のための設備、機材および試薬が備えられている。ここでは <b>ラテラルフロー・イムノクロマトグラフ(LFI)法、免疫組織化学(IHC)法、およびウエスタンブロット法が用いられている</b> が、これらは、国際的にも最高水準の診断技術である。免疫組織化学(IHC)検査は、国立動物衛生診断センター(CENASA)と共同で実施されており、CENASAで固定・薄切されたサンプルがBSL3研究所に送られ、IHC検査される。																							

サーベイランスによる検証	BSE認知プログラム・届出義務等	BSE認知プログラム (3.3)	<p>1994年より、BSEに対する認知プログラムが存在している。</p> <p>CPAは、外来動物疾患に関連した緊急事態に対処するために、国を8つの地域に分割し、それを統括する調整官1名を配属する。調整官は、農業牧畜関係者およびSAGARPAの職員向けに講座、セミナーおよびシミュレーション実習による継続的な研修プログラムを実施。また、この活動は、保健省(SSA)、環境天然資源省(SEMARNAT)および国防省(SEDNA)など他の部門と連携して展開されている。研修プログラムは、公的機関の獣医官、公認獣医および民間獣医、動物衛生診断検査所の専門技術者、病理学者、獣医学部学生、牛生産者や牛畜産関係者を対象としたものである。</p> <p>さらに、一般市民、牧畜業者、産業界、民間および各州政府の家畜生産関係者、ならびに他省庁向けポスター、ちらし、マニュアル、三つ折りパンフレット、および小冊子などの普及資料がある。</p> <p><b>{BSEが確認された場合の対応}</b>(3.3.4) CPAは動物衛生局(DGSA)を通じ、外来動物疾患の緊急時計画を作成し、継続的に更新している。感染が発生した場合は、CPAが国家動物衛生緊急時対策班(DINESA)の活動を通じ、発生州の管理措置を実施する。それらの措置は、管理・撲滅の原則及び感染・疫学情報に基づいて決定される。</p>
		BSEが疑われるすべての牛の調査および届出義務 (3.4)	<p><b>{届出義務}</b> 1994年には、BSEの症例報告促進活動に着手。</p> <p><b>{届出義務のある、BSEが疑われる牛の基準}</b> 1996年末 神経症状のある3歳以上の牛、または原因不明の死亡牛 2000年 神経症状のあるすべての牛 推定2歳以上の、輸入牛、その後代、及び輸入肉骨粉を給餌されたことのある牛(輸入牛を含む)の後代 2003年 と畜場における生前検査でBSEが疑われる症状が見られた30ヶ月齢以上の牛、転倒牛、緊急と殺牛、死廃牛、枝肉や内臓が検査不合格とされた牛、生産農場で原因不明で死亡した牛、BSE様の神経症状を呈する牛</p> <p><b>{届出義務の推進策、BSEが疑われる牛を報告しなかった場合の罰則}</b> 1994年9月21日に発表された決議の中で、BSEは届出義務のある動物疾患として定められている。届出を行わなかった場合制裁を受ける。届出義務を徹底させるため、継続的な研修プログラムが実施されている。</p> <p><b>{調査対象に該当する個体を報告した場合の補償の有無}</b> 2007年11月末に、BSEが疑われる症例の届出に対し報償を与える暫定プログラムが導入された。国内で外来動物疾患が発生した場合には、当該農場の家畜の処分費用をSAGARPAが負担する。</p> <p><b>{その他}</b> 2008年から新たなプログラムが開始され、BSEが疑われる牛の頭部および内臓が没収された場合の経済補償および、と畜場における係留期間中に生じた牛の枝肉の重量損失による経済補償が実施される予定。</p>

2. 食肉に関する情報		
と畜対象	と畜場概要 (2.1.3) (2.2.2)	<p>1990年 自発的なトレーサビリティシステムの導入  2000年 輸入牛に限定した義務的トレーサビリティの導入  2003年 「<b>全国家畜個体識別システム(SINIIGA)</b>」導入。このシステムによって、<b>その家畜の誕生から死亡までの追跡が可能</b>になっている。  家畜個体識別は、1頭の牛に唯一の識別コードを割り当てる。識別コードには、<b>州、市町村、農場及び家畜を特定する番号</b>が含まれている。  このシステムは、2005年以来米国からの輸入動物に義務付けられている。</p> <p>個体識別システム(SINIIGA)により月齢確認が可能な牛の、全飼育頭数に対する割合は、<b>約14%(2005年)</b>。</p>
	と畜頭数 (1.2)	<p>2005年 <b>約168万頭</b>(BSEの疑いのある牛 <b>159頭</b>)  2006年 <b>約179万頭</b>(BSEの疑いのある牛 <b>117頭</b>)  2007年(10月まで) <b>約160万頭</b>(BSEの疑いのある牛 <b>425頭</b>)</p>
と畜処理の各プロセス	と畜場の概要 (2.1.3) (2.2.2)	<p><b>【と畜場数】</b>  <b>54施設</b>  <b>【食肉検査官・獣医官数】</b>  州の監査官<b>29名</b>、と畜場の検査官<b>222名</b></p>
	と畜前検査 (2.3.1)	<p>BSEが疑われる牛の検出は、<b>牛が搬入車から降りるときから、と畜場係留中</b>に行われること。  削痕／全体的な健康不良、過度の不安／怯え／騒音に対する興奮あるいは過敏反応、手や繊細な物で触れた場合(特に乳房や首)の過敏症／全身及び筋肉の震え、神経質／攻撃性(後足に軽く触れたり、背後から近づいたときに蹴る)、扉・ゲート及び柵壁に対する躊躇をチェックする。  BSEが疑われる牛のと畜は、<b>と畜作業の一番最後に行わなければならない</b>、サンプル採取に使用した器具は次回の使用に備え<b>殺菌しなければならない</b>。<b>歩行困難牛の場合には、と畜ラインに入れてはならない</b>。</p>
	と畜場でのBSE検査(2.4)	<p>と畜場で使用されている方法は、「サーベイランスによる検証」に記載されている方法である。  BSEが疑われる牛、緊急と畜牛等に加え、4～7歳の健康と畜牛の検査も一部実施。</p>
	スタンニング (2.5)	<p>2005年2月18日付通達により、<b>被覆ピストン型ピストル(圧縮空気スタンガン)の禁止</b>  連邦検査適合型(TIF)と畜場では、NOM-033-ZOO-1995「家畜および野生動物の肉体的と畜」に従って、<b>スタンニングボルト(家畜銃)によると畜</b>が行われている。  <b>圧縮した空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法は用いられていない</b>。  <b>と畜ハンマーを使用していると畜場もない</b>。</p>
	ピッシング (2.6)	<p>メキシコでは、<b>ピッシングは行われていない</b>。</p>
	SRMの除去 (2.7)	<p>(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと畜を切断し、せき髄片を回収しているか。  <b>鋸は殺菌装置に浸される。鋸に付着している可能性のある組織片を取り除くために、装置は温度82.5℃に設定され、流水システムが採用されている。</b></p> <p>(2)回収したせき髄片の処理状況  <b>特定危険部位(SRM)専用の容器に入れ、作業終了後、と畜場からレンダーリング施設へ送られる。</b>  <b>この手順は、米国および日本向けに輸出を認可された施設に適用されている。国内向けの施設の場合は、せき髄は食用の容器に入れ、国内消費用に洗浄され冷蔵される。</b></p> <p>(3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか。  <b>背割り鋸は一頭ごとに82.5℃の熱湯につけ回転させて殺菌する。作業終了後は、背割り鋸を洗浄、消毒し、翌日の背割りに備え殺菌する。</b>  <b>殺菌装置は、水の滞留によって細菌が繁殖することのないよう、常時水が流れるシステムになっている。これに加え、施設で使用される水は塩素消毒されている。</b></p> <p>(4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか。なお、除去している場合は、除去方法について記載。  <b>背割り後、と畜ライン全体で使用するのは別の、せき髄除去のためだけに使用されるフック(手鉤)を使ってせき髄を除去し、フックは一頭ごとに殺菌される。</b></p> <p>(5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか。  <b>枝肉は、内側も外側も後部から前部に向け、塩素消毒された高圧水で洗浄している。</b></p> <p>(6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか。  <b>確認している。ただし、米国および日本向け輸出のための認定施設の場合に限定されている。</b></p> <p>(7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理方法の内容  <b>連邦検査適合型(TIF)施設において前述したものと異なる処理は行っていない。</b></p> <p>(8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか。  <b>連邦検査適合型(TIF)施設で、枝肉の切断法として採用しているのは、背骨の中心線に沿って左右に背割りする方法だけである。</b></p> <p>(9)背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか。  <b>連邦検査適合型(TIF)施設では、吸引方法によるせき髄の除去は実施していない。</b></p>
	SSOP、HACCPに基づく管理	<p><b>輸向向けの食肉処理場に限定して、SRMの食肉処理を禁止している。</b>  と畜場では、牛のと畜作業を行っている<b>53施設すべてでSSOPが導入</b>されている。HACCPは53施設中<b>43%の施設</b>が導入している。  食肉処理工場では、<b>SSOPは91施設すべてが導入</b>。HACCPは91施設中<b>40%の工場</b>が導入。</p>

食肉等の リスク	食肉及び 機械的回収肉 (MRM)	行われていない。
	内臓	<p><b>【扁桃】</b> 扁桃はと畜場で除去されている。 頭部の検査後に扁桃を除去し、特定危険部位 (SRM) として、これらを特定容器に入れている。 頭部の検査と扁桃の除去については獣医官が確認している。 日本政府による措置を実施するために、2005年2月18日付通達を発出した。</p> <p><b>【回腸遠位部】</b> 内臓の検査後、盲腸から回腸遠位部まで小腸を2メートル除去し、特別な容器に入れている。 内臓検査および回腸遠位部の除去は獣医官が確認している。 日本政府による措置を実施するために、2005年2月18日付通達を発出した。</p> <p><b>【内臓の取り扱いのマニュアル、SSOPの有無】</b> と畜場では、リスク分析で判断されるリスクに応じて、衛生標準作業手順 (SSOP) の記録簿を作成するとともに、記録簿をつけ、これを保持している。</p>
その他	日本向け輸出の 付加的要件等	<p>(日本向け輸出のための) 特別基準を遵守している施設のみが日本への輸出を認可されている。 輸出用施設には、危害分析重要管理点監視方式 (HACCP) の適用が義務づけられている。 頭部、せき柱、せき髄、および回腸遠位部の除去が求められている。</p>